

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

「消防用設備等点検アプリ」（試行版）の運用開始について

消防庁では、防火対象物の関係者が御自身で点検と報告書の作成を行うことを支援するため、小規模な飲食店等に設置される消火器について、「消火器点検アプリ」を作成して運用してきました。

今般、本アプリについて、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における議論等を踏まえ、小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等に設置されることが多い次の設備を追加する等の機能向上を図り、「消防用設備等点検アプリ」（以下、「アプリ」という。）として試行的な運用を開始することとしましたのでお知らせいたします。

- ・非常警報器具
- ・誘導標識（蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く。）
- ・特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。）

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 アプリは、小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の防火対象物の関係者が、御自身で行う消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備の点検及び報告の実施を支援することを目的としていること。
- 2 アプリは、令和2年3月31日から、「App Store」や「Google Play」でダウンロード可能となる予定であること。また、消防庁ホームページの以下URLからもアクセス可能であること。
(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>)
- 3 アプリを使用できる端末は、iOS 11 以上の iPhone 及び iPad 並びに Android 8.0 以上のスマートフォン及びタブレット端末であること。

- 4 アプリは、当面の間、試行版として取り扱うが、アプリで作成された報告書については、消防署等への点検報告の際に提出可能である旨を、小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の防火対象物の関係者に対して周知いただきたいこと。なお、今後、消防庁では、アプリについて防火対象物の関係者から寄せられたご意見等を踏まえて、必要に応じて修正を行い、本格運用を開始する予定であること。
- 5 今後、アプリの活用方法等について、防火対象物の関係者に対して説明するための広報用資料等を提供していく予定であること。

消防庁予防課設備係 担当：田中、笠松 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--